3　lnは底をｅとする対数を表す。

4　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第75号（平成22年３月31日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

⑵　目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

６－３　ディスプレイ

⑴　品目及び判断の基準等

ディスプレイ	【判断の基準】 ①表１及び表２に示された基準を満たすこと。 ②動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なもの（コンピュータモニタ、デジタルフォトフレーム、サイネージディスプレイ等）であって、可視対角線画面サイズが61インチ以下のものとする。

２　特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

３　判断の基準③については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、ＪＩＳ　Ｃ0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表Ａ．１（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記ＪＩＳの付属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはＪＩＳ　Ｃ0950：2008に準ずるものとする。

４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

５　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表１　ディスプレイに係るオンモード消費電力の基準

製品機種及び対角線画面サイズｄ（インチ）	$D_p \leqq 20{,}000$の場合の消費電力（W）	$D_p > 20{,}000$の場合の消費電力（W）
$d < 12.0$	$\leqq 6.0 \times r + 0.05 \times A + 3.0$	$\leqq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.05 \times A + 3.0$
$12.0 \leqq d < 17.0$	$\leqq 6.0 \times r + 0.01 \times A + 5.5$	$\leqq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.01 \times A + 5.5$
$17.0 \leqq d < 23.0$	$\leqq 6.0 \times r + 0.025 \times A + 3.7$	$\leqq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.025 \times A + 3.7$
$23.0 \leqq d < 25.0$	$\leqq 6.0 \times r + 0.06 \times A - 4.0$	$\leqq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.06 \times A - 4.0$
$25.0 \leqq d \leqq 61.0$	$\leqq 6.0 \times r + 0.1 \times A - 14.5$	$\leqq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.1 \times A - 14.5$
$30.0 \leqq d \leqq 61.0$（サイネージディスプレイに適用）	$\leqq 0.27 \times A + 8.0$	

備考）１　「ｒ」はディスプレイ解像度（メガピクセル）を、「Ａ」は可視画面面積（平方インチ）をそれぞれ表す。また、画素密度D_p及びr_1、r_2の算出方法は、次式による。

$D_p = r \times 10^6 / A$

$D_p > 20{,}000$の場合：

$r_1 = 20{,}000 \times A / 10^6$，$r_2 = (D_p - 20{,}000) \times A / 10^6$

２　「オンモード」とは、主機能を１つ以上提供しているときの消費電力モードをいう。

３　「サイネージディスプレイ」とは、一般に対角線画面サイズが12インチより大きく、画素密度が5,000以下の業務用表示板をいう。

４　次の①から③に示す特性及び機能をすべて有するコンピュータモニタについては、本表に従って算出された消費電力のＰに許容値のP_{EP}を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

①画面カバーガラスの有無にかかわらず、少なくとも85度の水平視角において最低60：１のコントラスト比が測定されるもの

②2.3メガピクセル以上の基本解像度のもの

③ＩＥＣ61966　２－１により規定されている、少なくともsRGBの色域サイズのもの（色空間における変化は、規定のsRGB色の99％以上に対応している限り許容される）

対角線画面サイズが27インチ未満の場合：$P_{EP} = 0.30 \times P$

対角線画面サイズが27インチ以上の場合：$P_{EP} = 0.75 \times P$

５　初期設定により周囲光に応じてディスプレイの明るさを自動調節する機能が有効にされている機器については、本表に従って算出された消費電力（Ｐ）に許容値のP_{ABC}を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。ただし、下記の消費電力低減率R_{ABC}が20％未満の場合はP_{ABC}を加算しない。消費電力低減率R_{ABC}及び許容値P_{ABC}の算出方法は、次式による。

$R_{ABC} = 100 \times (P_{300} - P_{10}) / P_{300}$

P_{300}は300luxの周囲光水準、P_{10}は10luxの周囲光水準で試験したときの消費電力

$P_{ABC} = 0.10 \times P$

６　消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則（平成25年６月施行）　別表２－２」による。

表２　ディスプレイに係るスリープモード消費電力及びオフモード消費電力の基準

スリープモード消費電力（W）	オフモード消費電力（W）
≦0.5	≦0.5